

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和 8 年 7 月 1 日
担 当 課	市民安全課

契約業者名・住所	ヤマト運輸株式会社 流山主管支店 松戸三ヶ月営業所・松戸市三ヶ月1328
工事等の名称	電話 de 詐欺撃退機器普及促進事業業務委託
工事等の場所	ネコサポステーション三ヶ月店
種 別	普及啓発及び受付・設置
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日
契約金額	①2,750 円(単価契約)②2,211,000 円(総価契約)
工事等の概要	①市の依頼による撃退機器設置業務②電話 de 詐欺撃退機器の普及啓発・受付・設置業務
随意契約の理由	他市においても撃退機器の販売及び設置を行っていた業者であり、当該業務についてのノウハウ等をすでに有しており、加えて令和2年1月に松戸市、松戸警察署及び松戸東警察署と地域共創社会の実現に向けた連携に関する協定を締結し、地域貢献の一環として随時、防犯に関連する情報発信、イベント、講座などを実施しており、高齢者等に対して効果的な宣伝活動ができる企業であるため、本事業は地方自治法施行令第 167 条の2第 1 項第 2 号による随意契約とする。